

平成 25 年度第 14 回職員分限懲戒部会 会議要旨

1 日時

平成 25 年 10 月 24 日 14 時～14 時 45 分（持ち回り）
10 月 25 日 10 時～10 時 55 分

2 場所

松浦・畑村法律事務所、大阪市役所 4 階 総務局内会議室

3 出席者

松浦委員長、井筒委員、土肥委員
（事務局：人事室人事課）
大田課長代理、金田係長、野田係長
（交通局事業管理本部職員部労務課）
澤田課長代理、西原担当係長

4 議題

10 月 31 日発令予定の処分に関する要否及び量定の妥当性について

5 議事要旨

以下の事案の処分の要否および量定の妥当性の検討を行った。

- (1)交通局職員のアルコール検知事案
- (2)交通局職員のオーバーラン事案
- (3)建設局職員のパソコン不正アクセス・公文書不正使用/詐欺・子の看護休暇不正取得事案
- (4)環境局職員の二重投票事案
- (5)城東区役所職員のマイカー通勤事案
- (6)環境局職員の粗大ごみの持ち込み事案
- (7)環境局職員のマイカー通勤事案
- (8)西成区役所職員の通勤手当の不適正受給事案

【問い合わせ先】

人事室人事課

電話：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

メールアドレス：ba0008@city.osaka.lg.jp